

答 申 第 247号
平成22年5月7日

神戸市長 矢 田 立 郎 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三

答 申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、平成22年5月7日付神市参市第19号により諮問のありました標記の事項について、次のとおり答申します。

記

別紙の類型に該当する事案については、今後、当審議会の意見を求める必要はないものとする。

なお、運用に当たり、類型に該当するか否かの判断のつきがたい事案や慎重な取扱いを要する事案については、あらためて当審議会の意見を求めること。

別紙 新たに個人情報を電子計算機処理することについて
(条例第11条第1項)

新たに個人情報を電子計算機処理することについて
(第11条第1項)

	類 型	理 由
1	<p>(事業者等データベースに含まれる個人情報の電子計算機処理)</p> <p>事業者又は事業所を対象とするデータベースを作成する際に、情報項目として個人事業者の氏名、住所、電話番号等、事業所の責任者或いは特定事務の担当者の氏名、職名及び保有資格等を電子計算機処理する場合</p>	<p>①個人事業者の事業にかかる情報について、法人事業者の同種の情報と同じ取り扱いで電子計算機処理しても、個人事業者の権利利益を不当に侵害するおそれは低いため</p> <p>②事業所の責任者或いは特定事務の担当者の氏名、職名及び保有資格等を電子計算機処理しても、事業所の責任者或いは特定事務の担当者の権利利益を不当に侵害するおそれは低いため</p> <p>③電子計算機処理を行うことにより、事業者又は事業所の管理及び検索が効率的に実施可能となるため</p>

〈備考〉 類型に該当して電子計算機処理する個人情報は、必要最小限とする。